

# 垂井町国土強靱化地域計画 <概要版>

2021年度（令和3年度）～2027年度（令和9年度）

## ■ 計画策定の趣旨

「国土強靱化」とは、あらゆる大規模自然災害等から人々の命を守り、経済社会への致命的な被害を抑えるとともに、災害発生後、迅速に回復するための「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な地域・経済社会を構築することです。

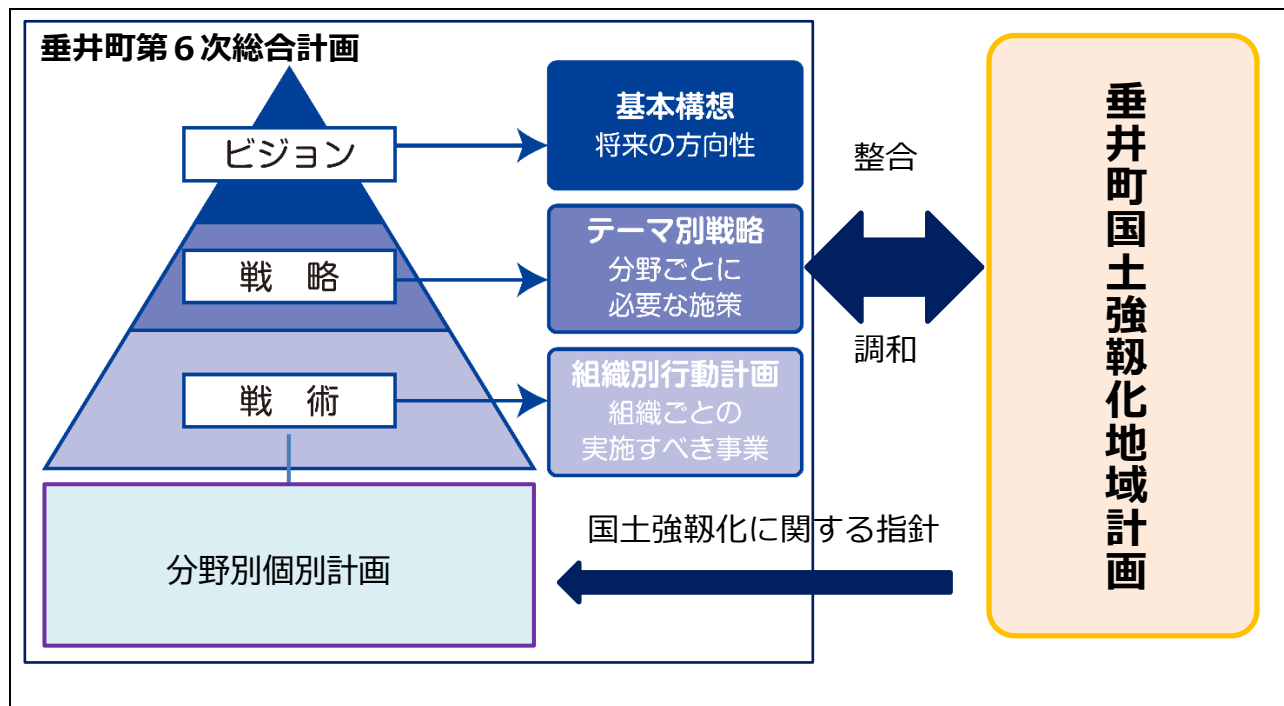
本町においても、過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害等に対して、被害の最小化や迅速な復旧・復興等の対策を平時から行う必要があることから、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく、「垂井町国土強靱化地域計画」を策定しました。今後、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な地域づくりを進めるものとします。

## ■ 計画の役割と位置づけ

本計画は、垂井町第6次総合計画（以下「総合計画」という。）と整合・調和を図り、総合計画の将来像を強靱化する上での将来像とし、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、総合計画における分野別個別計画の指針となるものです。

さらに、国の「国土強靱化基本計画」及び岐阜県の「第2期岐阜県強靱化計画」との調和を図り、4つの基本的な考え方（基本目標）を念頭に置き、過去の災害から得られた経験を最大限活用し、本町の強靱化を推進します。

### ■ 垂井町国土強靱化地域計画と総合計画の関係性



## ■ 計画の期間及び進捗管理

本計画の計画期間は、本町の総合計画と一体的に推進することから、総合計画の計画年度を踏まえて、2021年度から2027年度までの7年間とします。

また、総合計画の中間年度（2022年）の見直しに合わせて、本計画内容を見直しします。

ただし、本計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとします。

本計画に掲げる施策の推進方針については、総合計画の組織別行動計画における各施策を着実に実行することにより、強靱化の推進を図ります。

進捗管理については、総合計画の進捗管理と一体的に、継続的なPDCAサイクルに基づき行います。

## ■ 強靱化のための基本的な考え方

下記の4つの基本的な考え方（基本目標）のもと、「国土強靱化」を推進します

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

## ■ 想定される主な災害

本町の地勢の関係による、原因別の災害概要と将来予想される災害の状況は、概ね次のとおりです。

### （1）水害

水害は、本町の地勢的条件から山間部水害と平野部水害に大別されます。

山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、耕作地等の流埋没、道路、橋梁、山地の損害等が甚だしいことが予想されます。

平野部における水害は、支流川の堤防の背水・越水・冠水等による浸水が多く、平成20年9月のゲリラ豪雨による冠水、平成29年10月の台風21号による内水氾濫等のように、風水害による被害も予想されます。

## (2) 火災

---

本町の地域内においては、大火災の発生は少ないですが、町内に様々な工場等があり、工場内には、危険物の貯蔵もあり、強風時又は大地震時においては大火の恐れがあります。

## (3) 風害

---

大型台風が本県西部又は琵琶湖上を北上する場合、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第二室戸台風接近の際、風害による被害が広範囲で発生しており、台風接近時には被害の発生が予想されます。

## (4) 雪害

---

平地部の積雪は比較的少ないですが、山間地の地区においては50～80cmの積雪を記録することがあり、患者発生時又は災害発生時にはその対策に困難が予想されます。なお、降雪時には交通事故も多発しやすく、事故者の搬送も困難が予想されます。

## (5) 地震災害

---

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

地震については、本町の最大震度は、「養老-桑名-四日市断層帯地震」で全町域が6強、一部で7が予想されています（震度7の人口比は6割近い）。その他の直下型地震では、いずれも町域から離れていることから、5弱が想定されています。また、「南海トラフ地震」では6弱が想定されています。

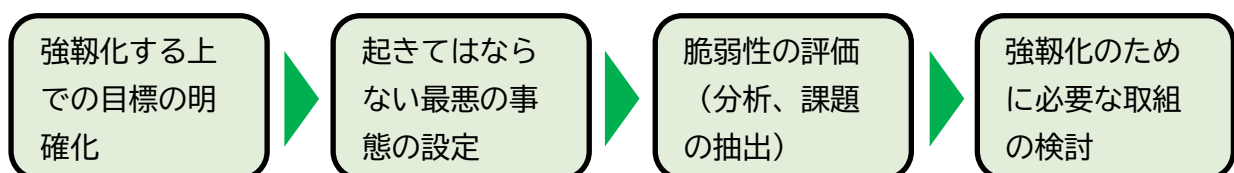
## (6) 原子力災害

---

平成24年9月、岐阜県では、県境から25kmしか離れていない福井県敦賀発電所において、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故と同等の放射性物質出が発生した場合のシミュレーションを実施しました。その結果、複数のケースで町内の被ばくが予測されています。

## ■ 脆弱性評価の実施手順

強靱化は、本町のリスクマネジメントであり、仮に起きれば本町に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、この事態を回避するために何をすべきか、という観点から、全庁的に取組を検討しました。



## ■ 「起きてはならない最悪の事態」の設定

4つの基本目標の達成に向け、国や岐阜県が設定した「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本町で起こりうる危機事象（地震・水害・土砂災害等）や、住民生活に密着する基礎自治体の立場等を踏まえ、本計画においては、7つの「事前に備えるべき目標」と21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		3	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	4	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		5	長期にわたる孤立集落の発生
		6	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
		7	旅行者を含む帰宅困難者の発生
		8	地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大
		9	地域の衛生環境が急激に悪化
		10	幼児、児童・生徒、高齢者・障がい者等に対する適切なサービス提供ができないことによる健康被害等の拡大
3	必要不可欠な行政機能は確保する	11	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	12	道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞
		13	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止
5	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14	農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する
		15	ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止
		16	食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		18	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	19	人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ
		20	幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ
		21	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

## ■ 強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、総合計画の7つのテーマ別戦略に基づき、分野と項目を設定します。

<設定する分野（テーマ別戦略）>

テーマ	項目
1 協働	1 協働 2 人権
2 安全・安心	1 防災・減災 2 生活安全
3 都市基盤・環境	1 土地利用 2 道路 3 地域公共交通 4 公園 5 空き家等対策 6 上水道 7 下水道 8 環境
4 産業・交流	1 工業 2 商業 3 観光 4 農業 5 林業
5 福祉・健康	1 子育て 2 高齢福祉 3 障がい福祉 4 健康・医療
6 教育・文化	1 学校教育 2 青少年育成 3 生涯学習 4 文化
7 行財政運営	1 行政運営 2 財政運営 3 タウンプロモーション

## ■ 各分野の強靱化に向けた施策

本計画の各分野における取り組むべき施策と脆弱性評価で設定した21の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表の通り整理しました。

区分	事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ			2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	長期にわたる孤立集落の発生	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱	旅行者を含む帰宅困難者の発生	地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大	地域の衛生環境が急激に悪化	幼児、児童・生徒、高齢者・障がい者等に対する適切なサービス提供ができないことによる健康被害等の拡大
1 協働	1-1 協働	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	1-2 人権			●					●		
2 安全・安心	2-1 防災・減災	●	●	●	●	●	●		●		●
	2-2 生活安全			●				●			
3 都市基盤・環境	3-1 土地利用	●	●								
	3-2 道路	●	●			●					
	3-3 地域公共交通							●			●
	3-4 公園	●	●						●		
	3-5 空き家等対策	●									
	3-6 上水道				●						
	3-7 下水道		●		●					●	
	3-8 環境	●	●							●	
4 産業・交流	4-1 工業										
	4-2 商業	●			●						
	4-3 観光							●			
	4-4 農業	●	●		●	●	●	●			
	4-5 林業	●	●		●	●	●	●			
5 福祉・健康	5-1 子育て	●	●	●	●		●	●	●		●
	5-2 高齢福祉	●	●	●					●		●
	5-3 障がい福祉	●	●	●					●		●
	5-4 健康・医療						●			●	●
6 教育・文化	6-1 学校教育	●	●		●		●	●	●	●	●
	6-2 青少年育成								●		●
	6-3 生涯学習								●		●
	6-4 文化	●	●					●			
7 行政運営	7-1 行政運営										
	7-2 財政運営	●	●	●			●	●		●	●
	7-3 タウンプロモーション			●							

3 必要不可欠な行政機能は確保する	4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する			5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない			6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止	農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する	ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止	食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ	幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
●								●		●	
●	●	●	●		●	●		●			
	●							●	●		
	●		●		●				●		
	●										
●									●		
				●							
				●							
●					●						
	●		●		●			●	●		
			●					●	●		
	●		●			●	●		●		
●		●	●					●		●	
		●									
					●						
●										●	
●		●						●			
●						●					
		●									

## ■ 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

国が示す重点的に回避すべき15の「起きてはならない最悪の事態」を基本に、脆弱性評価の結果を踏まえつつ、本町での関連災害種別の発生確率や、影響の大きさを配慮し、本町で設定した21の「起きてはならない最悪の事態」から、重点的に回避すべき11のシナリオに絞り込み、その関連施策を重点化施策として設定します。

【垂井町の重点化施策に該当する起きてはならない最悪の事態】

番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
2	集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
3	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
4	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
6	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
9	地域の衛生環境が急激に悪化
12	道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞
14	農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する
15	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
17	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
18	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

垂井町国土強靱化地域計画  
令和3年3月 岐阜県垂井町

編集 垂井町企画調整課

T E L : 0584-22-1151 (代表) F A X : 0584-22-5180